○外務省告示第二百六十八号

平成二十六年七月二十四日にコナクリで、ギニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がギニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　中野直継在ギニア大使

ギニア側　クウトウブ・ムスタファ・サノ国際協力大臣

平成二十六年八月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千六十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年二月一日農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

表以外の部分を次のように改める。

農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け

表株式会社日本政策金融公庫の項中

平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年九厘八毛

を

平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年九厘八毛
平成二十六年四月一日から平成二十六年六月三十日まで	年八厘五毛
平成二十六年七月一日から平成二十六年九月三十日まで	年八厘三毛

に

改め、同表沖縄振興開発金融公庫の項中

平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年五厘七毛

を

平成二十六年一月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年五厘七毛
平成二十六年四月一日から平成二十六年六月三十日まで	年五厘五毛
平成二十六年七月一日から平成二十六年九月三十日まで	年五厘八毛

に

改める。

○外務省告示第二百六十九号

ツバル政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約」の加入書を平成二十六年三月四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十六年六月四日にツバルについて効力を生じた。

（平成二十六年三月四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十六年八月七日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字矢納字南沢一〇九二の一、一〇九三の一、一〇九五の一、一〇九七の一、一〇九七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町太駄字横畑平一五一四の二、字白山平一五四〇、一五四三、二九一三、字丸石一五二二の一、一五二三の一、一五二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横畑平一五一四の二・字白山平一五四〇・一五四三・二九一三・字丸石一五二二の一・一五二三の一・一五二四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県本庄市児玉町小平字梅木沢二三四二、字布沢二三五五、二三五七の一、二三七六、二三七七、字柿木沢二三八四の一、二三八八、二三九〇の一、二三九一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び本庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年八月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川小野原字嶽ノ沢八五七、八五八、八五九の一、八五九の二、八六〇、八六一の一、八六一の二、八七二の一、八七三の一、八七三の二、八七四から八七八まで、八七九の一、八七九の二、八八〇の一、八八〇の二、八八一、八八二の一、八八三、八八四